

施策	施 策 名
613	地 方 分 権 の 推 進

住民に身近な自治体によって、地域の特性を生かした行政が総合的に推進できるように、地方分権の実現に取り組むとともに、政策自治体を目指し、職員の政策形成能力の向上を図ります。

いわゆる地方分権一括法の施行に向けた準備や「三重県・市町村地方分権推進連絡会議」「三重県地方分権推進本部会議」などを通じて、県・市町村の地方分権に対する理解の促進と地方分権にかかる諸制度の研究・検討・準備などを進めてきました。また、地方分権にふさわしい職員の育成のため、政策形成能力開発研修等を実施してきました。

平成 12 年度においては、特に、地方分権一括法の施行やこれに伴う各種制度の運用などに的確に対応するほか、職員の一層の政策形成能力の向上を図ります。

主な事業

- 1 地方分権推進事業 (予算額 4,185(4,185)千円)
【(101)政策自治体としての自立】〔総務局〕
いわゆる地方分権一括法の施行や国等の動向に的確に対応するため、関連情報を収集し、県での活用や市町村への提供とともに、連絡会議等の運営を通じて県から市町村への権限移譲を進め、また、自治立法への取組みなど、地方分権を推進します。
- 2 政策形成能力開発事業 (予算額 137,971(137,965)千円)
【(201)政策形成能力開発事業】〔総合企画局〕
自立する政策自治体となるため、県職員の政策形成能力の開発を図ります。
- 3 市町村振興事業資金の貸付 (予算額 2,278,500(109,640)千円)
【(301)地方行財政基盤の確立】〔地域振興部〕
公共施設の整備を推進するため、その整備に必要な経費を市町村(一部事務組合を含む)に貸付けます。